

(目的)

第 1 条

この規程は、東京学芸大学附属高等学校（以下「本校」という。）で行われる人や動物を対象とする探究活動に対して、科学的観点、倫理的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点ならびに生徒などの安全確保の観点から、実施方法を定めることを目的とする。

(基本原則)

第 2 条

人を対象とする探究活動に関して、以下にあげてことを遵守する。

(1) 侵襲などを行わない

穿刺、切開、薬物投与、放射線照射などによって、対象者の身体または精神に障害や負担が生じることを行わない。

(2) 心的外傷に触れる行為を行わない

人文・社会科学分野の研究においても心的外傷に触れる質問などを行わない。具体的には、心的外傷に触れる質問などによって、対象者の身体または精神に障害や負担が生じることを行わない。また、質問においてはプライバシーなどに配慮する。

第 3 条

動物を対象とする探究活動に関しては、以下にあげてことを遵守する。

(1) 探究の目的に適した実験動物種の選定を行い、実験動物数、遺伝的品質、飼養条件などに考慮すること。

(2) 苦痛度の高い実験（致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射実験など）を行わない。

(3) 苦痛の軽減を行う（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法を選択する）。なお、麻酔薬や鎮痛薬等の利用も行わない。

(4) 動物実験等の実施に当たっては、動物実験法令等に則り、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減、及び苦痛の軽減の 3R の理念 (Replacement, Reduction, Refinement) に基づくものとする。

第 4 条

人や動物を対象とする探究活動を行う際には、実施者が第 2 条および第 3 条を遵守し、計画段階から管理者ともよく相談し、計画立案を行い、本校に届出を行うこと。計画の変更を行う際にも管理者と相談し、届出を行うこと。届出用紙は別に定める。

第 5 条

人や動物に限らず、生物を対象とする場合には、生命倫理や環境保全の観点に配慮した実施方法を定めること。

第 6 条

本規程に関して、実施者は本校生徒とする。管理者は教職員とし、責任者は学校長とする。